

医療のイノベーション検討委員会
－持続可能な医療の再生に向けて－設置要綱

〔平成19年7月26日〕
〔日本学術会議第40回幹事会決定〕

(設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、医療のイノベーション検討委員会－持続可能な医療の再生に向けて－（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2 委員会は、医療への信頼を再生し、長期的に社会から支持される医療にしていくための具体的な方策について調査審議する。

(組織)

第3 委員会は、20名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、平成20年7月31日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第一担当）において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。